

認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(名宛人用)

令和2年 月 4日

開始通知 簡第

殿



貴殿宛到着した国際郵便物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合(争う旨を申し出る場合)には、本通知を受けた日から10日(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日)は算入しない。)以内に、その旨を記載した書面を提出してください(裏面3.参照)。なお、期限内に書面の提出がない場合には、当該貨物は、税関により没収・廃棄されることがあります。

記

1. 郵便物番号	[Redacted]	
2. 郵便物の種類	E M S	
3. 差出人(氏名) (住所)	[Redacted]	
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和2年 月 2日	
5. 疑義貨物	品	数量
	[Redacted]	[Redacted]
6. 申立人の氏名又は 名称及び住所	別紙権利者リストのとおり	
7. 知的財産の内容	商標権 [Redacted]	
8. 認定手続を執る理由	商標権を侵害する物品に該当する疑いがあるため。	

- (注) 1. 上記期限までに輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出(以下「争う旨の申出」という。)がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 上記期限までに争う旨の申出をした場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。)[注:裏面2及び3参照]
3. 争う旨の申出ができる期限及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、上記の点検することができる期限にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
4. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]

